

一般社団法人PHR協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人PHR協会（英文名PHR Association Japan、略称名：PHR協会）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、PHR（Personal Health Records：個人健康記録）の活用と普及を通して、世界人類の健康増進と医療に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) PHRの安全で効果的な利用方法に関する研究・実証実験
- (2) PHRの普及や活用に必要な標準化
- (3) PHRに関する情報の提供・教育
- (4) PHRデータを利用した健康管理や医療に関する統計解析手法の研究
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 前項の経費の負担金については、社員総会決議により定めるものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 次の各号に定める事項については、社員総会の決議を経なければならぬ

い。

- (1)収支予算(事業計画を含む。)
- (2)決算
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)合併、事業の全部又は一部の譲渡

(開催地)

第12条 社員総会は、東京都において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)社員の除名
- (2)役員等の解任
- (3)役員等の責任免除
- (4)定款の変更
- (5)事業の全部譲渡
- (6)解散
- (7)合併

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があると

きは、予め理事会において定めた順序により、理事がこれに当たる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事3名以上10名以内

監事1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、必要に応じ、理事の中から専務理事、常務理事各若干名を選定することができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員には、役員報酬等は支給しない。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 次の各号に定める事項については、理事会の決議を経なければならない。

- (1)収支予算(事業計画を含む。)
- (2)決算
- (3)重要な財産(基本財産を含む。)の処分及び譲受け
- (4)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、理事総数(理事現在数)の過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係を有する理事は議決権を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資 産 及 び 計 算

(基本財産)

第34条 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理するものとし、処分するときは、予め理事会及び社員総会の承認を要するものとする。

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を得なければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書

(5)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 雑 則

(残余財産の帰属等)

第38条 当法人が解散し清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

(特別の利益の供与禁止)

第39条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第41条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	大 神	明
設立時理事	安 藤	裕
設立時理事	織 田	進
設立時理事	阿 部	聡

設立時理事 森 口 修 逸
設立時代表理事 大 神 明
設立時監事 細 羽 実

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都渋谷区代々木三丁目42番10号
氏名 アレイ株式会社
代表取締役 阿 部 聡

住所 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東一丁目10番26号
氏名 株式会社エム・ピー・オー
代表取締役 森 口 修 逸

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。